**南関町地域公共交通計画（素案）への意見を募集します。**

**令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体が中心となって、まちづくりなどの関連分野とも連携しながら、面的な公共交通ネットワークの構築や、地域の実情に応じた持続可能な交通の実現に向けた指針として「地域公共交通計画」を策定することが努力義務となりました。**

**南関町においても住民の移動手段確保のための公共交通ネットワークの維持が必要不可欠となっています。**

**このたび、令和９年度までの南関町における公共交通のマスタープランである南関町地域公共交通計画（素案）がまとまりましたので、公表し、町民の皆さんの意見を募集します。**

**１．募集期間**

　　２０２３年３月１日（水）　～　２０２３年３月１５日（水）（必着）

**２．南関町地域公共交通計画（素案）の閲覧場所**

役場本館こもれびホール（役場1階）

役場施設（Ｂ＆Ｇ海洋センター、ふれあい広場、交流センター、

南の関うから館、南町民センター）

町のホームページ（<https://www.town.nankan.lg.jp/>）

**３.提出方法**

所定の意見用紙に、①意見、②氏名、③提出区分をお書き入れいただき、持参、郵送またはファックスのいずれかの方法で、役場まちづくり課まで提出ください。

**４.提出方法・お問い合わせ先**

〒861‐0898（住所不要）

南関町役場　まちづくり課あて

電　　話　57‐8501

ファクス　53‐2351

**５．ご意見の取り扱い**

　　　頂きましたご意見につきましては、後日、全体を取りまとめて、意見のまとまりごとに整理したうえで町の考え方を公表いたします。

　　　（個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。）

パブリック・コメント意見書

|  |  |
| --- | --- |
| 政策案の名称 | **南関町地域公共交通計画（素案）** |
| 氏　　名 | （法人その他の団体である場合は、その名称及び代表者の氏名） |
| 意見提出者の区分  （該当するものに○を付けてください。） | ア　本町の区域内に住所を有する者  　イ　本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他  の団体  　ウ　本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者  　エ　本町の区域内に存する学校に在学する者  　オ　本町に対して納税義務を有する者  　カ　アからオまでに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体  　　　（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※　氏名、意見提出者の区分を公表することは一切ありませんので、必ず全て記入してください。記入がない場合は、受け付けできません。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当箇所  （ページなど） | ご意見等の内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※意見等の内容が枠に入らない場合は、別紙を作成してください。